



## 児童 子どもたちの健やかな育ちを願って 子ども手当が始まりました

「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

中学校を卒業するまでの子どもを養育している人が、子ども一人につき、月額1万3千円（平成22年度）受給できます。支給は年3回（6月・10月・2月）で、前月分までの手当を口座振込します。

なお、子ども手当の全部または一部の支給を受けずに、町へ寄付することもできます。

**3月まで、児童手当を受給していた人は、新たな申請手続きは不要です。**ただし、児童手当を受給していた人で、**新たに子ども手当の対象となる中学2・3年生がいる場合には、申請が必要**となります。

児童手当制度の所得制限などにより受給されてなかった人で、子ども手当の支給対象となる中学修了前までの子どもを養育されている人は、申請手続きが必要となります。

公務員については、勤務先から支給されます。公務員になつ

た場合は、「子ども手当受給事由消滅届」の提出が必要となります。

新たに対象となる人へは4月末にお知らせと申請書類などを郵送しましたので、受給資格者の人は、必要なものを確認のうえ、役場健康福祉課福祉室まで申請してください。



### 申請に必要なもの

・子ども手当認定請求書または子ども手当額改定認定請求書（役場に設置）

- ・印鑑（朱肉使用のもの）
- ・振込希望の金融機関通帳（請求者名義のもの）
- ・請求者の健康保険被保険者証等の写し（請求者が被用者（サラリーマンなど）である場合、各自A4用紙にコピーしたものを持参）

年金加入証明は原則的に不要となりましたが、一部必要な人もいます。

- ・子どもが他市町村に居住している場合は、子どもを含めたその世帯全員の住民票
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。

- ▼申請猶予期間 平成22年9月30日まで
- ▼問合せ先 役場健康福祉課福祉室 ☎54・3111（内線153）



### 子ども手当の趣旨にご理解を お願いいたします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された人には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子どもの将来の夢は何ですか？子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（なお、万一、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨について十分にご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。）

## 調査

ご協力をお願いします

### 固定資産税の対象家屋の確認調査

町では、平成22年度に固定資産税の対象家屋の現地確認調査を実施します。

現地調査は、町から委託を受けた業者が行いますのでご協力をよろしくお願いします。

#### ▼現地確認調査とは

①町内全域の航空写真の家屋と課税台帳などを比較、突合し、台帳に対して異動（居宅の増築または物置などの新増築、あるいは取り壊しなどによる滅失など）のあった家屋について、現地に向いて外観から調査を行います。

に評価にうかがっています。

③すでに課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な課税を目指すものです。

▼調査期間 5月10日（月）～平成23年2月28日（月）

#### ▼調査方法

①現地確認は、外観から確認します。

②調査にあたっては、敷地内に立ち入らせていただくこととなります。

③留守の場合も確認させていただきます。

④調査員は、身分証明書を携帯しています。

▼問合せ先 役場財務課税務室  
☎54・3111（内線136）

## 補助

国保・後期高齢者医療制度加入者の皆さまへ

### 人間ドック補助金

町では、国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者を対象に人間ドック検診の補助金制度を実施しています。希望する人は、次の方法で申請し

てください。

#### ▼対象者

国保加入者：1年以上上吉岡町の国民健康保険の被保険者で、受診日現在30歳以上75歳未満（原

則40歳～64歳は特定健診）で保険税を完納している人。

後期高齢加入者：受診日現在吉岡町に住所がある人で、75歳以上（65歳以上で一定の障害のあると認定された人）で、後期高齢者保険料を完納している人。

▼医療機関 ご自身で医療機関を選定し受診してください。

▼補助金 1人1万6,000円（支払った額がそれ以下の場合は支払った金額まで）

▼申請方法 受診後、人間ドック検診料の領収書および健診結果通知表の写しを添付し、印

## 開催

参加をお待ちしています

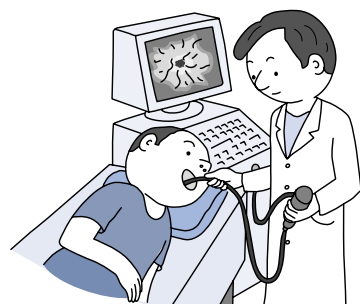
### 町政地域別座談会の開催

町では、町政に対する皆さまの意見を直接伺いするために「町政地域別座談会」を開催します。座談会には町長をはじめとする町執行部の全員が参加します。この機会に、日頃の町政や町の将来についてのお考えやご意見等を直接お寄せいただければ幸いです。

昨年開催しました町政地域別座談会では、510人もの皆さまにご参加していただきました

鑑・口座番号のわかるものを持参し申請してください。

▼問合せ先 役場健康福祉課 保険室 ☎54・3111（内線157）



た。今年度についても、より多くの町民の皆さまのご参加をお待ちしています。

日程については、回覧板およびホームページでお知らせしたいと思います。ぜひご参加ください。よろしくお願いいたします。

▼問合せ先 役場総務政策課 策室 ☎54・3111（内線127）